様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 3月 3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）りこーくりえいてぃぶさーびすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　リコークリエイティブサービス株式会社  （ふりがな）つじ　たかし  （法人の場合）代表者の氏名　辻　高史  住所　〒143-8555  東京都大田区中馬込１丁目３番６号  法人番号　2010401033190  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①社長メッセージ  ②リコークリエイティブサービスの取り組むDX戦略 | | 公表日 | ①2023年 2月18日  ②2023年 3月10日　改訂2025年 2月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<http://www.rcs.ricoh.co.jp/about/message.html>  ②公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<http://www.rcs.ricoh.co.jp/img/rcs_senryaku.pdf>  記載個所：P1、P3、P4、P6 | | 記載内容抜粋 | ＜経営ビジョン＞  ①社長メッセージ 及び ②リコークリエイティブサービスの取り組むDX戦略  2025年、シェアードサービス会社の国内トップランナー（一流選手）になる  ＜ビジネスモデル＞  ②リコークリエイティブサービスの取り組むDX戦略  1.業務改善におけるデジタルツールの活用  2.各事業の基幹業務のデジタル化推進  3.IoT技術の実践導入による業務効率化とエネルギーマネジメントサービスの強化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②とも、公表媒体全てに共通した方針として取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ②リコークリエイティブサービスの取り組むDX戦略 | | 公表日 | ②2023年 3月10日　改訂2025年 2月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ②公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<http://www.rcs.ricoh.co.jp/img/rcs_senryaku.pdf>  記載個所：P1、P3、P4、P6 | | 記載内容抜粋 | ②リコークリエイティブサービスの取り組むDX戦略  DX戦略１　業務改善におけるデジタルツールの活用  Microsoftのアプリを積極的に活用、これまで専門知識やスキルがないと進められなかったデータ分析やソフト開発を業務に携わる者自身が直接行うことで、より素早い業務改善が可能となることを目指します。例えば、 Power Platformの一つであるPower BIによるデータ活用として、次のようなことに取り組みます。（中略）今後はデータの取得・加工・開示までをPower BIにより自動化、作業時間の効率化を図り、早期の業績分析や経営の意思決定を可能とするとともに、Web上で必要な情報を必要なときに入手できる仕組みとすることで情報の公開性を高め、社員個々の経営への参加意識を高めることにより、さらなる業務改善の好循環を生むことも狙います。  DX戦略２　各事業の基幹業務のデジタル化推進  基幹系システムの刷新～今後抜本的な業務効率化として、基幹系システムの刷新を進めていきます。現在の基幹系システムは、その時の業務プロセスにあわせてオーダーメイドで開発・構築しているため、個々の事業にあわせて更新し肥大化・複雑化したシステムとなっています。業務品質と生産性をさらに向上させ、その後の環境変化に対して柔軟でスピーディーに費用を掛けずに対応するためには、受発注業務の抜本的な業務フローの見直し、会計データとの連携による業績管理の効率化や、受発注データの有効活用による適時性のある事業判断など、本来あるべき業務フローの姿を想像し、世の中の時流も汲み取った機能を装備する柔軟性の高いパッケージシステムを導入・活用することで、業務プロセスのDXを促進させます。 各事業のデジタル化推進～各事業においても、各事業で固有のシステムを運用・維持管理していますが、顧客の要求の変化や法対応などの事業形態の変化に対応したシステムの再構築が急務になっています。そのためには、抜本的な業務プロセスの見直しを行い、理想的なプロセス最適化を実施し、そのプロセスに沿ったデジタル化を推進することによりデータ利活用や新たな提案活動につなげ、提供価値の向上や新たな価値提供を目指します。  DX戦略３　IoT技術の実践導入による業務効率化とエネルギーマネジメントサービスの強化  ファシリティマネジメント分野（建物設備の保全業務）では、これまで現場の人の目で行ってきた日常点検や、各種計測機器の検針作業をIoT化によりデータの自動収集を可能とし、省人化による業務改善を図ります。これによりデータ収集がデジタル化され、従来アナログ収集したデータのパソコン入力や、定型的な報告書作成といった人の手作業が主な業務であったものから、自動収集したデータ情報を基に専門技術者が分析し、最適な設備保全の提案や修繕計画の立案といった、付加価値の高い保全業務へシフトしていきます。  さらに、エネルギー使用量のリアルタイムの可視化を実現、モニタリングシステムを独自に構築します。使用量の収集から分析にデータを活用することで、エネルギーの効率的な使用の提案などエネルギーマネジメントサービスの強化により、リコーグループが目指す脱炭素社会の実現へ向けその一翼を担います。  （中略）監視情報を遠方からも管理可能にします。それにより監視業務の集約化や、データの相互利用が容易になり、高度な分析が可能となります。将来的にはAIを活用した設備運転の将来予測にも取り組み、より付加価値の高いサービス提供を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ②リコークリエイティブサービスの取り組むDX戦略は、取締役会にて承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②リコークリエイティブサービスの取り組むDX戦略  記載ページ：P8、P7 | | 記載内容抜粋 | ②体制  プロセスDX推進室の設置～各事業のプロセスDX人材の育成を支援する組織を本社機能に設け、全社支援体制の構築によりプロセスDX人材の底上げを図ります。  ②人材の育成・確保  人材の底上げを計る上では社内認定制度によってスキルを測り、その浸透度や達成度を管理することで、プロセスDXのさらなる発展・深化を目指します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②リコークリエイティブサービスの取り組むDX戦略  記載ページ：P9 | | 記載内容抜粋 | ②  ・業務改善におけるデジタルツールの活用  ～Power Platform環境の整備  ・各事業の基幹業務のデジタル化推進  　～事業に即したシステム環境の整備  ・IoT技術の実践導入による業務効率化とエネルギーマネジメントサービスの強化  　～エネルギーマネジメントサービスの強化に対応したデジタル環境の整備 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ②リコークリエイティブサービスの取り組むDX戦略 | | 公表日 | ②2023年 3月10日　改訂2025年 2月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ②公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<http://www.rcs.ricoh.co.jp/img/rcs_senryaku.pdf>  記載ページ：P4 | | 記載内容抜粋 | ②リコークリエイティブサービスの取り組む戦略  ・業務改善の達成目標：2020年度の業務内容・業務工数を基準として、2025年度半減（50％削減）を目指す |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年 3月10日　改訂2025年 2月1日 | | 発信方法 | リコークリエイティブサービスの取り組むDX戦略<http://www.rcs.ricoh.co.jp/img/rcs_senryaku.pdf>  記載ページ：P10「DX推進のメッセージ」 | | 発信内容 | リコークリエイティブサービスの取り組む戦略において、当社代表取締役社長がDX推進のメッセージを発信。  リコーグループは2020年、デジタルサービスの会社への変革を宣言しました。さらに、リコークリエイティブサービスは2025年を目指して 『シェアードサービス会社の国内の国内トップランナー（一流選手）になる』 ことに挑戦することを宣言しました。  グループの一員としてデジタルサービスの一翼を担うためには、自らがプロセスDXを推進し、その恩恵を享受することにより、プロセスDXという新しい価値を感じることから始まります。新しい価値を創出することは、競争上の優位性を確立することになり、私たちの仕事のやり方が他社と比較してもそん色ない一流の仕事であることの証明につながります。  私たちが一流選手としてシェアードサービスを提供することにより、リコーグループのデジタルサービスビジネスへ貢献していくため、一丸となってプロセスDXに取り組みます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　12月頃　～　2025年　1月頃 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断フォーマットを添付 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティに関する対策の方針として「リコーグループ情報セキュリティ基本方針」に準拠している。  <https://jp.ricoh.com/security/management/outline#policy>  対策としては、年に数回全社員に向けた情報セキュリティ研修・標的型攻撃メール訓練の実施、セキュリティ未対応機器へのアクセス制限（Intuneの導入）、OSアップデート・セキュリティ更新プログラム適用の周知徹底、ウイルス対策ソフト導入、メールセキュリティシステム導入、ファイアウォール機器導入等 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。